

することができるのではないだろうか。

(七) 近世ドイツとの比較から

渋谷 聡

合評会において評者に課せられた課題は、「権力の社会史の射程と国制史研究」にそくして第二、第七章、「表象・王権・暴力」にそくして第三、第六章と第四章にたいし、近世ドイツとの比較の観点からコメントを施すことであった。以下では紙幅が限られているため、前者についてのみ、とりわけ第二章を中心に述べることにしたい。

イヴ・マリ・ベルセによる第二章は、神聖ローマ帝国（以下、帝国）の多様な国制レヴェルにおうじた身分制議會を検討してきた評者にとつても、きわめて示唆に富む論考である。ベルセの問題提起の趣旨については、小山啓子のコメントを参照されたい。

フランスにおいて相対的に凝集度の高い「複合君主制国家」が成立していたのに対し、同時期のドイツでは、諸領邦が帝国のもとにゆるやかな連邦を形成していた。両者の比較に際しては、全国三部会と帝国議會、地方三部会と帝国クライス（一〇個の地方管区）のクライス會議が、対象とされるべきである。

この点に関し、合評会の議論において、「地方三部会との比較対象としては、諸領邦の領邦議會のほうが相応しいのではないか」とする疑問が服部春彦から提起された。しかしながら、フランスの「地方」（地方長官管区等の区割りとして三〇少々、高等法院管区として一七個）が広域的な政治生活圏であったことを念頭においた場合、三百有余にもわたった諸領邦の議會を対象とするよりは、ドイツの諸地方における広域ネットワーク圏の役割も担っていた帝国クライスにおける合意形成の場、すなわちクライス會議を対象とすべきであろう。

以上のように比較の対象を設定してみると、「議會政治」を共通項として、

あらたな局面に注目することが可能になる。少し詳しく述べておこう。一六世紀、とりわけその後半は、「議會政治」の可能性を語りうるほどまでに、全国および地方三部会が盛んに開催された時期であった。同時期のドイツにおいても、内政では宗教改革、対外防衛の課題として対トルコの軍事援助をめぐって、帝国議會、クライス會議の双方が頻繁に開催された。とりわけ、この二つの課題を単独で克服するには領邦の力量が及ばなかった、一七世紀初頭（三〇年戦争の勃発）までの時期についていえば、帝国議會においてもドイツ諸領邦全体にかかわる「議會政治」が展開された、と見ることができるといえる。

一七世紀にはいると、両国の「議會政治」は対照的な展開を見せる。フランスでは、全国三部会は一六一四年まで開催された。他方ドイツでは、ウェストファリア講和會議を経て、帝国が諸領邦の「国家連合」へとその性格を変化させたことに伴い、一六六三年以降、帝国議會は常設の使節會議と化した。一七世紀の初頭以降、フランスでは、とりわけ全国三部会での「議會政治」の可能性が消失してしまうわけであるが、帝国においては、各クライス會議を単位として一七世紀末、地域によっては一八世紀の末にいたるまで、會議が開催されたのであった。

第七章（林田伸一）との関連では、ムーニエの「身分制社会論」における「名譽」の位置づけが興味深い。ムーニエにおいて「名譽」は、社会集団が階層的序列のなかに位置づけられるさいの基準として重視される。対する近年の中・近世ドイツ史研究において、「名譽」の扱いはいくぶん異なる。仲裁にもとづく紛争解決を前提とした「抗争文化」の中にあつたドイツの都市民と農民は、自発的に「名譽」のやりとり（毀損と回復）を行っていた。すなわち、「名譽」を介して、逆に「自律性」が強調されるのである。

コメント全体のまとめとして一言しておこう。佐々木真の問題提起が示すように、本書の刺激的な試みを契機として、「国家」に対する認識を「国民史」

の枠組みをこえて深めていくこと、ここにこれからの課題がある。